

青少年の健全な成長に寄与することができる フィルタリングのあり方について

審議会報告書

広島市青少年と電子メディアに関する審議会

目 次

はじめに	1
1 現状	
(1) 青少年のインターネット利用の現状	1
(2) 国及び他都市の動向	2
(3) 広島市における青少年のインターネット利用に関する取組	2
ア 青少年の携帯電話利用に関する現状	2
イ 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する取組状況	3
2 課題	
(1) 保護者の果たすべき役割に関する課題	4
アペアレンタルコントロールの重要性	4
イ保護者による望ましいフィルタリングの利用方法	4
(2) フィルタリングに関する課題	5
アフィルタリングの限界	5
イスマートフォンのフィルタリングに関する課題	5
ウフィルタリング関係事業者の果たすべき役割	7
3 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方について	
(1) 対応の基本方針	8
(2) 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準 を改正する意義	8
(3) 保護者、事業者等関係者へのアプローチ	9
ア保護者	9
イ事業者	10
ウ学校等	10
エ地域、他自治体	11
オ青少年	11
(4) 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能 に係る基準	11
「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準」	13
青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準第2項 に基づき市長が定める有害情報の例示	14
用語の解説	15
資料編	18

はじめに

広島市は、平成20年6月に「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準」を作成し、その中で、フィルタリングによってアクセス制限すべき有害情報の分類を示した。

その後も、青少年をとりまく電子メディア環境は急激に変化しており、心身が未発達な青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報もインターネット上には多く流通している。

一方、フィルタリングの認知度や普及率は、数年前に比べると向上しており、社会的な認知度は高まりつつある。

しかし、技術の進歩とそれに伴うサービスの多様化によって、フィルタリングをとりまく環境も変化している。特に、*スマートフォンの普及によるインターネットへのアクセスが増えていくことが予想される中、フィルタリングもこれに応じた改良が求められており、早急な課題解決に向けた取組が必要である。

こうした状況をふまえ、本審議会では、青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方について、現状及び課題を整理し対応策を検討した。

1 現状

(1) 青少年のインターネット利用の現状

インターネットは、現在世界規模で情報の発信、取得などを行うことができる有用で便利なコミュニケーション手段として、青少年をはじめ多くの人々の間に広く浸透している。

インターネット利用の一般化は、携帯電話でのインターネット利用が可能となった、ここ10数年のことであるため、青少年は利用することに抵抗がなく、利用することが当たり前であるのに対して、保護者にとっては、子ども時代に存在しなかったり、存在しても情報モラル教育等を受ける機会はなかったという場合が多い。したがって、インターネット利用の現状については、青少年と保護者との間に落差がある。とりわけ子どもの携帯電話などのモバイル型インターネット利用に潜む問題についての保護者の認識不足が大いに懸念されている。

例えば、携帯電話のような*モバイル端末からインターネットを通じて不特定の男女が会うことができるいわゆる出会い系及び非出会い系のコミュニティサイトの利用に起因して青少年が犯罪被害に遭う事例が絶えず、特に近年社会問題となっている。

こうした中、警察庁が発表した「平成23年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」の調査では、「出会い系サイト」に起因する18歳未満の被害青少年数は282人で、前年比では28人増加したものの、平成18年以降概ね減少傾向にある。

「コミュニティサイト」に起因する18歳未満の被害青少年数は1,085人（前年比154人減少）で、平成20年から統計を取り始めて以来、初めて減少したが、人数自体は依然として多い。

また、睡眠時間や学習時間を削った過度のインターネット利用や電子メールのやりとりなどによるインターネット依存の問題も指摘されている。

さらに、近年ではインターネット利用を前提としたパソコンレベルの高機能携帯電話である*スマートフォンが出現し、急速に普及しており、便利な一方で、*Wi-Fi（無線LAN

N) 接続時や様々な*アプリケーションをダウンロードして利用する場合などには、従来の携帯電話と同様のフィルタリングが効かないこともあるなどの新たな課題も生まれている。

(2) 国及び他都市の動向

国においては、青少年の携帯電話のインターネット利用に伴う問題が社会問題化したことを契機に、平成21年4月「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行し、インターネット関連事業者にフィルタリングサービスの提供などを義務付けたが、広島市の取組はこの法律よりも先行したものである。

国では、「この法律の施行後3年以内に、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」という規定に基づき、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を設置し、平成23年8月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」をまとめ、この提言を受け、平成24年7月には、子ども・若者育成支援推進本部において、特に留意すべき課題として、①スマートフォンを始めとする新たな機器への対応、②保護者に対する普及啓発の強化、③国、地方公共団体、民間団体の連携強化を掲げ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」をまとめた。

他の自治体でもさまざまな独自の取組を行っており、特に、東京都では平成23年7月に、全国の自治体で初めて、青少年が携帯電話のインターネット利用を通じて有害情報に触れたり、犯罪被害に巻き込まれたりすることを防ぐため、保護者が携帯電話の端末やサービスを選ぶ際の目安としての「青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末及び機能の推奨制度」を創設している。

(3) 広島市における青少年のインターネット利用に関する取組

ア 青少年の携帯電話に関する現状

広島市の青少年の携帯電話の所持率を見ると、小学生の約2割、中学生の約4割、高校生の約9割が所持しており、最近では、*スマートフォンの所持も見られ、今後ますますその数が増えるものと予想される。

フィルタリングの利用状況について、全国と比較すると、小・中・高校生とも広島市の利用率が上回っており、高い利用率となっている。

また、青少年のフィルタリングについての感想では、「フィルタリングは安心できる」といった肯定的な感想が多い反面、高校生では「健全なサイトまで見られないことが多い」という否定的な感想を持っている生徒も多くいる。

＜広島市と全国の青少年の携帯電話の所持等の状況＞

(単位：％)

調査項目	小学生		中学生		高校生	
	広島市	全国	広島市	全国	広島市	全国
携帯電話の所持状況（子ども本人の専用）	22.6	20.3	43.5	47.8	94.0	95.6
*スマートフォンの所持状況	1.7	0	4.8	5.4	12.0	7.2
フィルタリングの利用状況 (インターネットが使用できない機種・設定を含む)	87.5	76.5	76.9	69.6	67.6	49.7

※全国調査については、平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）

※広島市については、平成23年度携帯電話の利用状況等に関する保護者アンケート調査

イ 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する取組状況

広島市は、平成20年3月に他の地方自治体に先駆け、全国で初めて電子メディアに特化した「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」を制定し、その中で青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する3つの基本方針を示した。

「基本方針」の取組状況としては、基本方針1の「電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと」については、まず*ペアレンタルコントロールに関して専門的な知識を有した電子メディア・インストラクターを養成することを目的とした講座を開催している。また、各家庭において電子メディアとの関わり方について考え、改善を図るための契機とすることを目的として、子どもの基本的生活習慣の定着を図る取組である「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動と連携し、「*ノー電子メディアデー推進事業」を実施し、例年2万人近い園児・児童・生徒の参加を得るなど一定の成果を上げている。

基本方針2の「青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧・視聴をさせないようにすること」については、フィルタリングのあり方に関する検討を行うため、本審議会の中に「フィルタリング検討部会」を設置し、フィルタリングのあり方に関する検討を行っている。

また、電子メディア・インストラクターにより、インターネット上での子どもたちの見守り活動を実施し、電子メディアに関する講習会等に生かしている。

基本方針3の「青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識・能力を習得させるようにすること」については、児童・生徒を対象に、電子メディア・インストラクターによる電子メディアに関する講習会（ケータイ出前講座）を実施している。

また、電子メディア・インストラクターを中心に設立された「広島市電子メディア協議会」及び市内の小・中・高等学校と連携して、啓発用リーフレットを児童・生徒に配布するとともに、保護者向けDVDを市立の全中学校に配布するなどの啓発活動を行っている。

2 課題

(1) 保護者の果たすべき役割に関する課題

ア *ペアレンタルコントロールの重要性

青少年にインターネットを正しく利用させることや青少年を違法・有害情報から守ることは青少年に関わる全ての者の責務であり、行政、事業者、地域、家庭が一緒になって取り組むべき課題であるが、第一義的な権利と役割を担うのは個々の保護者であり、どのようなインターネット接続機器を、いつ買い与えるのか、使わせるのか等についてもよく考えた上で判断、決定する必要がある。このことは、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第6条において、保護者は青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努めるよう規定されているとともに、広島市の「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」第5条第1項において、保護者等は、条例に定める取組方針に基づき、その保護し、又は育成に携わる青少年と電子メディアとの健全な関係をつくるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されている。

子どもは成長するに伴い、視野を広げ、認識力を高め、自己探求や他者との関わりを深めていくが、そのためには、発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要である。保護者は青少年と電子メディアとの関係においても、発達段階に応じ、適切にペアレンタルコントロールに当たる必要がある。

具体的には、保護者はインターネット接続機器を青少年に利用させる場合、利用しようとする接続機器を、どのようにすればインターネット利用が可能になるのか、また、*カスタマイズ・サービスなど特定のサイトやページの閲覧制限全般に関してきめ細かく保護者を支援する、「*ペアレンタルコントロール・サービス」の仕組みがどのように提供されているのか、またそれが青少年の発達段階やインターネット利用に関する知識・能力と比較して適当なものであるのかなどについてよく吟味、確認する必要がある。青少年の身近にいてその知識・能力、発達段階を見極めつつ、機器の利用状況を把握し、利用に関する適切な指導・監督を行えるのは保護者なのである。

また、インターネット利用の知識・能力の基礎となる、読解力・表現力や社会性、道徳心など、年齢等に応じた、青少年の基本的な生きる力を育て、トラブルに遭遇した際にそれを速やかに察知し、適切な対処を行う力を青少年が持てるように導くことも保護者に期待される役割である。

イ 保護者による望ましいフィルタリングの利用方法

保護者は、青少年がインターネットを利用する際、使用する全てのインターネット接続機器に適切なフィルタリングを付けて利用させることを念頭に置く必要がある。

また、青少年のフィルタリング利用については、日頃から常に保護者が関わることが重要である。なぜなら、インターネット上のサイトやフィルタリングをとりまく状況が刻々と変化していることから、青少年の成長に合わせて、フィルタリングによる制限の範囲を、*カスタマイズなどにより常に適切に調整していく必要があるからである。

フィルタリングの選択や設定において、保護者が具体的にどのような関わり方をすべきかについての基本となる考え方は、「厳しい制限で開始し、青少年の発達段階や利用経験に応じて徐々に緩めていく」というものである。

フィルタリングは、本質的には、利用者自らが選択する自己防衛手段であり、また、実際に青少年自身がフィルタリングについて「安心できる」と感じている例もあるとはいえ、閲覧に制限を設ける側の保護者と、閲覧先の制限を受ける側の青少年の間では、フィルタリングの必要性についての考えが一致しないことも少なくない。

全く制限が無い状態でのインターネット利用を最初に経験した利用者、或いはフィルタリングによる制限範囲が狭い利用者は、その後になって閲覧先を制限される、または制限範囲を拡げられることに対して、心理的な抵抗を感じる人が多い。

厳しい制限から緩い制限へと、段階を踏んで進めていくことが、青少年のフィルタリング利用には欠かせないことであり、次の段階へ進められるかどうかを適切に判断することが保護者に求められている。

(2) フィルタリングに関する課題

ア フィルタリングの限界

「フィルタリングの対象となるメディア」とは、「パソコン、携帯電話、ゲーム機、*スマートフォン、テレビなど、青少年が接する可能性の高いインターネット接続機器」を指す。

フィルタリングの利用とその効果には、限界が存在し、利用者はそのことをあらかじめ理解しておく必要がある。

例えば、一般的に広く使われているフィルタリングの*制限リスト（ブラックリスト）方式の場合では、制限対象はリストに収録された*サイトURLに限られる。リストの更新は*フィルタリングソフトウェア開発事業者によって絶えず行われているものの、全世界の全てのサイトを収録できているわけではなく、またリスト更新までに一定程度の時間が必要である。利用者が少ないと考えられるサイトや、公開されたばかりのサイトなどは、一般的にリストには収録されておらず、その場合、本来制限すべき内容が含まれていても、フィルタリングによる制限はされない。なお、こうしたリスト方式の弱点を補うために利用されている「*キーワードによるリアルタイム制限方式」には、公開されたばかりのサイトなどでも、制限すべき内容が含まれているかどうかの判断が可能という利点はあるが完全ではない。

イ *スマートフォンのフィルタリングに関する課題

*スマートフォンは、その外形や利用方法が従来型の携帯電話端末と似ていることから、その対処についても同様とされがちであるが、根本的に見直す必要がある。

内閣府の「一保護者に対する普及啓発支援の在り方に関する提言― 保護者に対する普及啓発支援検討会議報告書（平成25年1月）」（以下「検討会議提言」という。）によると、*スマートフォンには次のとおり3つの問題点があるとされている。

「① 関連する事業者が国内外の多岐にわたる点に関する問題点

従来型の携帯電話は、携帯電話事業者が中心となって、一つのコンセプトのもとにOS（オペレーション・システム）や端末機器、*アプリケーションを作っているため、基本的には携帯電話事業者が一括して携帯電話の利用環境をコントロールすることができる。これに対し、*スマートフォンは、OSや端末機器、*アプリケーションは、国内外の様々な事業者が一定の自由度の中で独立して作っているため、携帯電話事業者が一括してコントロールすることが難しくなっている。

例えばフィルタリングについては、従来型の携帯電話の場合は、国内の携帯電話事業者が関係団体の連携のもとに実施しているが、*スマートフォンの場合は、携帯電話事業者によるフィルタリングが利用できず、端末によるフィルタリングを導入する方法によってしか対応できない場合があるなど、世界基準でビジネスを進めている海外企業が関与する部分については、十分な対応がなされていないという指摘がある。

② Wi - Fi 等の無線LAN回線に接続ができる点に関する問題点

*スマートフォンは、通信回線が携帯電話事業者の回線（3G回線）以外にも、Wi - Fi 等の無線LAN回線を利用できるため、携帯電話事業者が提供するフィルタリングだけでは無線LAN回線がカバーされていない場合がある。また、*アプリケーションや、*スマートフォンの標準*ブラウザ以外の*ブラウザによってインターネットに接続する場合には、従来のフィルタリングではカバーされない場合があるため、青少年が安全に*スマートフォンを利用するためには、利用者自身が、利用する端末にフィルタリングアプリを導入・設定することが必要となっている。

③ 多種多様な*アプリケーションが使える点に関する問題点

*スマートフォンはパソコンに近い高い機能を有するため、ウィルス対策ソフトを利用することが望ましい。また、個人情報が無断で流用するような悪意ある*アプリケーションも流通しているため、利用規約などで配信元を確認するなど、自己防衛の手段も伝えていくことが必要である。また、*アプリケーションのダウンロードには許諾や同意が必要であり、有料*アプリケーションの利用も広まっているため、青少年に対して契約概念などの消費者教育を行うことも必要となっている。

例えば、*スマートフォンで画像を撮影した場合、画像ファイルに位置情報を加えることができるため、意図せずに、撮影場所を公開する場合があることから、個人情報を活用する*アプリケーションを利用する際には、位置情報などの設定を確認することが望ましい。また、SNSなどで他の人が映っている写真をインターネット上で公開すると、その人のプライバシーを侵害する可能性があるため、取扱に注意が必要である。」

今後青少年への*スマートフォンの普及が本格化する前に、こうした*Wi - Fi（無線LAN）を経由してインターネット接続する場合等のフィルタリングなどについて早急な基本的対応を取る必要がある。

ウ フィルタリング関係事業者の果たすべき役割

フィルタリングソフトウェアの開発を行い、自社製品・サービスとして利用者に提供してきた*フィルタリングソフトウェア開発事業者及び、それら専門事業者から技術供与を受け、自社のインターネット接続サービスやインターネット端末に、保護者支援のためのフィルタリングを組み込んで提供する、*フィルタリングサービス提供事業者に対し、*ペアレンタルコントロールを実現する上でのフィルタリングのあり方の観点から求められる改善すべき課題と対応の方向性を以下に整理する。

- (ア) フィルタリングに本来求められている「利用者の求めに応じて特定分野のサイト閲覧を制限する」という重要な機能については、その性能を高める努力を怠らず、また常に最新のインターネット技術や利用動向へ対応していくべきである。

閲覧制限の性能としては、「求めたとおり制限される」と「必要以上に制限し過ぎない」という両面について、バランスよく行うことが期待される。

また、利用者の要望を尊重し、青少年のインターネット利用の状況や不適切な利用内容についても、その実態を最大限に反映したものとすべきである。

- (イ) 青少年の保護を最優先事項として、フィルタリングサービスの提供に努めるべきである。

本来、*フィルタリングサービス提供事業者には、保護者の立場に立った役割を遂行することが期待されているが、この役割を果たす上において販売促進と利用制限を同時に行う二律背反の調和が求められる。

*フィルタリングサービス提供事業者には、企業としての社会的責任を果たす観点から青少年の保護を最優先とする姿勢が望まれる。そうした姿勢が、最終的には社会からの真の信頼につながるものである。

- (ロ) 利用者としての保護者の理解度や知識等に合わせたフィルタリングの設計に努めるべきである。

フィルタリングが、保護者自らの手で適切に利用されるためには、多くの保護者が簡単に理解できるものが提供される必要がある。

具体的には、基本的な用語や操作方法は、異なる製品・サービスの間でも技術開発の可能性や健全な競争を損なわない範囲で、標準化されていることが望ましい。

また、青少年の発達段階等に応じた、段階的なフィルタリングの利用を支援するものであることや、多様な価値観に対応できるものであることも踏まえる必要がある。

これらを満たした標準的なフィルタリングモデルの検討・確立が期待される。

例えば、対象となる接続先の端末機器の性能による制限や、サービスの特性等に合わせ、基本的な設計モデルを適宜簡略化できる、またはよりきめ細かな段階的な選択ができるなど、利用者が自由にサービスの内容を決めることができるというものである。

将来的には、こうしたフィルタリングの良し悪しが、保護者による事業者選択の重要なポイントになることが予想されることから、事業者にはより積極的な取組を行うことを期待したい。

- (ハ) 提供するフィルタリングの内容を公開するなど、透明性確保のために積極的な努力を払

うべきである。

これまで*フィルタリングソフトウェア開発事業者及び*フィルタリングサービス提供事業者は、自社技術の内容等について、積極的な公開を行っておらず、これが利用者のフィルタリングについての理解が進まない主な要因の一つとなっている。

しかし、フィルタリングが真に利用者主体で運用されるようになるためには、その技術の中身等の基礎的な部分については利用者が正しく知っておく必要がある。

今後、事業者は、フィルタリングの利用促進を図る観点から、自社の取組や技術内容について、その産業上の競争力を損なわない範囲で、利用者に対して自ら積極的な公開と告知を図るなど、利用者の視点に立った透明性の確保に取り組むことが望まれる。

3 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方について

以上、述べてきた現状と課題を踏まえて、本審議会は、今後の青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進にあたって、広島市が、保護者、事業者、学校等、地域・他自治体及び警察等の関係機関との連携の調整役となるとともに次のような対応を行うことを提言する。

(1) 対応の基本方針

青少年をとりまくインターネット環境の現状を踏まえ、保護者の役割の重要性についての認識が十分でない、フィルタリングが発達段階に十分に対応していない等の課題に的確に対応することが急務となっている。このため、①「*ペアレンタルコントロール（保護者等による青少年のインターネット利用に関する指導・監督）の充実」と②「フィルタリングの充実」を柱として、関係者へのアプローチ及び青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準の改正を行う。

(2) 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準を改正する意義

青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準を改正する意義としては、次の点が挙げられる。

ア フィルタリングの充実への対応

青少年の発達段階に応じて保護者が適切に選択できる多様性のあるものにするとともに*スマートフォンを始めとする新たな機器の出現にできるだけ対応する。

イ 国の理念との調和

フィルタリングの内容については、民間における自主的かつ主体的な取組を尊重するという国の理念との調和を図る。

ウ 保護者が適切なフィルタリングを選択する上で参考となる目安の提示

保護者が青少年にインターネット接続機器を与える際、発達段階に応じて適切なフィルタリングを選択する上で参考となる目安を提示する。

(3) 保護者、事業者等関係者へのアプローチ

ア 保護者

- (ア) 青少年の身近にいてインターネット利用に関して指導・監督する保護者の役割が重要であることから、重点期間を設けるなどの工夫をしながら青少年のインターネットや携帯電話の不適切な利用に伴う危険性及び保護者の役割の重要性を喚起する啓発活動を強化する。
- (イ) 保護者には青少年の発達段階に応じて*ペアレンタルコントロールを行うことが求められることから、どんなインターネット機器をいつ買い与えるべきか、どのようにフィルタリングを利用させるべきかなど、発達段階に応じた*ペアレンタルコントロールの方法について、保護者に情報提供する。「検討会議提言」においても、「18歳未満の青少年の中には、保育園・幼稚園児から高校生まで含まれるため、保護者は、青少年の発達段階やインターネットの利用経験によって、利用範囲を拡大させていくことが求められる。青少年がインターネットの利用を開始した当初は、利用できる機能・サービスは必要な範囲に限定し、保護者は、青少年が情報モラルやインターネットの危険性を習得したことを確認しながら、発達段階に応じてインターネット利用を提供していくことが望ましい。青少年に対して、どのような機能・サービスをどのタイミングで提供するかは、利用する機器ごとに状況が異なるため、保護者は青少年の情報モラルの習得状況や発達段階を確認して、*ペアレンタルコントロールを行っていくことが求められる。
- (ウ)*ペアレンタルコントロール能力の向上を図るため、アクセス履歴のチェック機能やアクセス限定機能の装着が可能な携帯電話の活用など、保護者が青少年のインターネット利用の実態について把握し、その状況等に応じてインターネット利用をコントロールできる方法や、各種*モバイル端末利用に関する親子のルールづくり、*プロフなどの利用に伴うリスクやインターネット上のトラブル及び犯罪に巻き込まれることを防ぐ方法等家庭における取組について情報提供する。
- (エ) コミュニティサイトなどにおける被害・加害の事象の根底には、インターネット依存の問題があり、インターネットに向き合う時間が長ければ長いほど問題が起きる可能性が高いことから、こうした面について一層啓発する。
- (オ)*スマートフォンは従来型の携帯電話よりも対応に留意する必要がある。*スマートフォンについては、事業者が専用のフィルタリングサービスを提供しているため、保護者が青少年に*スマートフォンを買い与える際にどのようなフィルタリングサービスを利用することができるのか、店頭で確認・相談するよう啓発する。
- (カ) 乳幼児がインターネット接続機器に触れる状況が拡大していることから、これに対応する保護者へのアプローチの検討が必要となっている。

イ 事業者

- (ア) 携帯電話(*スマートフォンを含む)については、青少年に身近なインターネット接続機器である一方で、保護者が青少年の利用実態を把握しにくいことから重点を置いて取り組む必要がある。このため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び販売・

貸付事業者に対し、保護者が適切に判断を行えるよう、青少年のインターネット利用の現状等の情報を提供するとともに、*ペアレンタルコントロールを実施する上で必要な保護者の*メディア・リテラシーの向上等の支援を行う役割を果たすよう要請する。とりわけ、保護者がフィルタリングの解除を申し出た際には、有害情報の閲覧等のリスクが飛躍的に高まることについて説明するよう要請する。

- (イ) 保護者が青少年の発達段階に応じてフィルタリングを活用できるように支援するため、保護者が購入等を行う際に直接接するインターネット接続機器販売・貸付事業者は、広島市の「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」の趣旨を踏まえ、自己が提示するソフトウェアが広島市が定めるフィルタリング機能に係る基準に適合していることなどを説明するよう要請する。
- (ロ) *フィルタリングサービス提供事業者には、利用者の*メディア・リテラシーの習熟度にかかわらず利用しやすいフィルタリングサービスを提供することや、青少年の発達段階に応じたフィルタリング設定と、これに対応して閲覧制限ないし閲覧可能となる個別情報が広島市が定めるフィルタリング機能に係る基準の内容に対応しているかどうか、利用者が判断しやすいようなフィルタリング機能とするよう要請する。
- (エ) 事業者には、「どの程度のフィルタリング提供義務を課すべきか」に関しては、青少年による有害情報の閲覧に及ぼす影響が重大か否かで判断されるべきであり、影響が重大な程、事業者には、より厳しいフィルタリングを提供するよう要請する。
- (オ) 事業者が、青少年に新しい機種 of インターネット接続機器や*コンテンツを売り出す場合には、同時に保護者を支援する技術とサービスも開発するよう要請する。
- (カ) *スマートフォンは、「*アプリ」という*コンテンツが中心であり、特に不適切な交流に関わる有害なアプリ利用の可能性とリスクなどについて携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び販売店等関係事業者が保護者に対して、明快な説明を行うよう要請する。
- (キ) *スマートフォンのフィルタリングの必要性和設定については、従来型の携帯電話端末以上に丁寧で分かりやすい説明をしたうえで、フィルタリング設定において保護者に過重な負担をかけないサービスを用意するよう要請する。
- (ク) サイト管理者等には、サイト内に青少年有害情報が含まれる場合は、削除などの対策を講じるよう要請する。
- (ケ) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話販売事業者が、利用者に対して、広島市が定めたフィルタリング機能に係る基準を具体的に分かりやすく説明する動機づけとなる取組を検討する必要がある。

ウ 学校等

- (ア) 児童・生徒の*メディア・リテラシーや情報モラルの向上を図ることが重要であることから、児童・生徒に対する電子メディアに関する講習会の実施や教職員の研修を充実するなどにより、情報教育の充実に向けた学校における取組を支援する。
- (イ) 適切なフィルタリング利用について保護者及び児童・生徒に周知するため、啓発用D

VDを配布するなどにより、小・中・高等学校等における入学説明会や新入学時の保護者説明会等のタイミングを捉えた学校における取組を支援する。

- (ウ) 学校に児童・生徒が保護者と一緒にインターネット利用について話し合うきっかけ作りを行うよう、働きかける。
- (エ) 学校、PTAなど教育関係者が、インターネットやインターネット接続機器の利用動向の変化に対応し的確に児童・生徒への指導を行へるようするため、引き続き、青少年によるインターネットの利用動向やインターネット接続機器の利用状況等の調査への協力を要請する。

エ 地域、他自治体

- (ア) 青少年と電子メディアとの健全な関係を築くためには、地域住民の理解及び協力が必要なため、青少年をとりまくインターネットの現状と危険性の周知、及び被害の防止に向けた見守り活動への参加の呼びかけや電子メディアに関する講演会の開催など、青少年の健全育成の観点から地域への積極的な取組を展開する。
- (イ) フィルタリング利用の実効性をあげるため、青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進について近隣の市町と連携を図る。

オ 青少年

- (ア) 有害情報等から青少年を守るため、広島市電子メディア協議会及び小・中・高等学校等と連携して、新たに児童・生徒向けの啓発用リーフレットを作成し、配布するとともに、新たな啓発用DVDの作成を検討するなどの啓発活動を一層充実する。
- (イ) 青少年の*メディア・リテラシーの向上を図るため、広島市電子メディア協議会及び小・中・高等学校等と連携し、児童・生徒を対象とする電子メディアに関する講習会を充実させる。

(4) 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準

上記(1)、(2)及び(3)を踏まえ、現行の青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準については、13頁のとおり改正することを提言する。

改正に当たっては、フィルタリング機能が満たすべき条件として、

- 1 青少年の発達段階に応じて保護者が適切に選択することが可能な、できるだけ多様性があるものであること。
- 2 *スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器においても1の条件をできるだけ満たしているものであること。

を掲げた。

また、現行の有害情報の分類については、新基準では条例に定義する有害情報を区分と内容により示すこととし、より具体的な区分ごとの種類と内容については、別に市長が例示することを提案する。これにより、フィルタリング推進に係る法に基づく民間主導の取組みとの調和を図りながら、有害情報についての根幹は新基準で押さえつつ、保護者が青少年の発

達段階に応じて、閲覧、視聴を制限すべき情報を選択する際の目安を広島市として示す意義がある。

については、条例第2条第5号を踏まえ、基準第2項のとおり提案する。市長はこれを参考とし、閲覧、視聴を制限すべき情報を選択する際の目安を例示されたい。ただし、その場合には、表現の自由及び知る権利に十分配慮するよう求める。

なお、ここで提言する基準第2項に基づく市長の例示も併せて、14頁のとおり提示するので参考にされたい。

参考文献：「保護者のためのフィルタリング研究会報告書（2011年1月21日）」保護者のためのフィルタリング研究会発行

「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準」

1 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能は、次に掲げる条件を満たしていることが必要です。

- (1) 青少年が電子メディアを通じて有害情報を閲覧し、又は視聴することのないよう、閲覧又は視聴の制限を行う情報を、その青少年の発達段階に応じて保護者が適切に選択することが可能な、できるだけ多様性のあるものであること。
- (2) スマートフォン(高機能携帯電話)を始めとする新たなインターネット接続機器を青少年が利用する場合にも、前号の条件をできるだけ満たしているものであること。

2 前項第1号の有害情報とは、次の表に掲げるものをいい、市長はそれを例示します。

区 分	内 容
性的感情を著しく刺激するもの	人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を刺激する情報
残虐性を生じさせ、又は助長するもの	殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の残虐性を生じさせ、又は助長する情報
自殺又は犯罪を誘発するもの	自殺を誘引し、又は犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を請け負い、仲介し、若しくは誘引する情報
その他青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの	－

青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準
第2項に基づき市長が定める有害情報の例示

① 性的感情を著しく刺激するもの

種 類	内 容
性行為	性行為や性器の画像・動画
ヌード画像	オールヌードやセミヌードの画像・動画
性風俗	性風俗店、アダルトグッズ、アダルトビデオ、アダルトゲームソフト、ラブホテル、撮影モデルなどの情報
アダルト検索・リンク集	アダルト関連の検索エンジン・リンク集・ランキング集のサイト
文章による性的表現	アダルトチャット、掲示板や官能小説など文章による性的表現

② 残虐性を生じさせ、又は助長するもの

種 類	内 容
軍事・テロ・過激派	軍事活動、テロリズム、過激・暴力的・恐喝的な直接行動を行うグループや個人に関する情報
武器・兵器	武器・兵器・刃物の入手・製造・販売・使用に関する各種の情報

③ 自殺又は犯罪を誘発するもの

種 類	内 容
不法	違法と思われる行為：詐欺、痴漢、窃盗、殺人、強姦、売春など日本国内で違法となる行為に関する情報
	違法と思われる薬物：麻薬など日本国内で違法となる薬物及びその利用を助長すると思われる情報
	不適切な薬物利用を助長すると思われる情報
セキュリティ・プロキシ	ハッキング：パスワード盗用、コンピュータへの不正侵入・不正使用に関する情報 不正コード配布：閲覧することでウイルスや不正侵入ツールなどを強制的にダウンロードさせるサイト 公開プロキシ：公開プロキシの利用方法やリストなどの情報
自殺	自殺の勧め、自殺の方法、自傷行為に関する情報

④ その他青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

種 類	内 容
告発・中傷	一方的な表現・主張・告発・誹謗・中傷の掲載
出会い	出会い、異性紹介
家出	家出に関する情報
ギャンブル	ギャンブルに関する情報
グロテスク	死体・排便等のグロテスクなものに関する画像・文章
喫煙・飲酒・アルコール製品	タバコやその関連製品の購入・利用を促進する情報、飲酒店に関する情報、アルコール飲料の購入や飲酒を促進する情報
水着・下着・フェチ画像	過度に肌を露出させるなどセクシーさを強調する画像の掲載やグッズの販売、フェチをテーマにした画像や情報
成人嗜好	グラビアアイドル、コスプレなどの成人向け画像やホラー映画、成人コミック誌など年齢制限のあるコンテンツなどの情報
オカルト	科学的に説明できない各種の超常現象に関する情報
コミュニケーション	コミュニケーションに伴うトラブルの可能性がある ウェブチャット：ウェブ上のチャットサイト、チャットルーム 掲示板：ウェブ上の掲示板サービス、ポータルサイトによるブログサービス、ソーシャルネットワークサービス IT掲示板：PC関連の話題を扱う掲示板サービス

用語解説

【あ】

アプリケーション（アプリ） コンピュータの利用者がコンピュータ上で実行したい作業を実施する機能を直接的に有するソフトウェアである。「アプリ」と略されることもある。

【か】

カスタマイズ ソフトウェアの設定や設計を調整し、利用者の好みに合わせて作り変えること。例えば、ソフトウェアによっては、いくつかの要素機能を分離できるようになっており、インストール（導入）時に利用者がどの機能を導入するか選択できるようになっている。

【き】

キーワードによるリアルタイム制限方式 接続要求があると、フィルタリングソフトウェアが当該ページへの接続を代理で行う。当該ページに含まれる不適切な単語や画像のページ内に占める割合などを計算し、あらかじめ定めた値を超えると接続が自動的に制限される。

【こ】

コンテンツ 内容、中身という意味の英単語。メディアが記録・伝送し、人間が観賞するひとまとまりの情報、すなわち、映像や画像、音楽、文章、あるいはそれらの組み合わせを意味することが多い。具体的には、ニュース、小説、映画、テレビ番組、歌、ビデオゲーム、マンガ、アニメなど。デジタルデータ化されたものをデジタルコンテンツという。

【さ】

サイトURL ウェブサイトのアドレス（住所）のこと。

【す】

スマートフォン インターネットとの親和性が高く、パソコンの機能をベースとして作られた多機能携帯電話。「スマホ」「スマフォ」と略されることもある。

スマートフォンのフィルタリング 携帯電話端末のフィルタリングのソフトウェアやシステムは、利用者の携帯電話端末と、インターネット上のサイトを結ぶ経路上に配置されることにより、閲覧制限機能が有効となるが、スマートフォンについては、携帯電話事業者の設備を経由する経路以外に、Wi-Fi（無線LAN）接続により、経路上にフィルタリングのソフトウェアやシステムが設置されていない経路を選択してインターネットに接続することが可能であり、その場合にはフィルタリングがかからないことがある。最近では、スマートフォンのWi-Fi（無線LAN）接続でも閲覧制限ができる有害サイトフィルタリングソフトが開発されている。

【せ】

制限リスト（ブラックリスト）方式 最も広く使われているフィルタリング方式で、フィルタリング専門事業者は、あらかじめインターネット上の数多くのウェブサイトを探索し、接続制限の対象となるサイトまたはページのアドレスを一覧表にして準備しておく。このリストを制限リスト、通称ブラックリストと呼んでいる。

【の】

ノー電子メディア推進事業 子どもたちが、テレビやビデオ、携帯電話やゲームなどの電子メディアに長時間接触し、過度に依存している現状は、基本的な生活習慣の確立を阻害し、親子が触れ合う時間を減少させるなどの様々な問題を生み出していることから、平成17年度より「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動と連携し、各家庭において電子メディアとの関わり方について考え、改善を図るための契機とすることを目的に毎年実施している。

【ふ】

フィルタリングサービス提供事業者 フィルタリングソフトウェア開発事業者から提供された情報等を基に、携帯電話等の利用者に対し、フィルタリングサービスを提供しているインターネット接続役務の提供及び携帯電話等の販売を行う事業者である。

フィルタリングソフトウェア開発事業者 フィルタリングサービス提供事業者にフィルタリングに必要な情報システムを提供している事業者である。

ブラウザ コンピュータ上の情報を一定の目的に沿って表示し、閲覧に供するソフトウェア一般を指す語。

プロフ 主に携帯電話で利用されている、自分のプロフィールのページを作成できるサービスのことである。または、そのようなサービスを提供している Web サイトのことである。「プロフ」とは「プロフィール」の略。

【へ】

ペアレンタルコントロール ペアレンタルコントロールという言葉は、一般的には保護者による子どものメディア利用の管理を意味するが、狭義には「未成年者が利用するインターネット端末にフィルタリングをかけること」と解釈されることもある。しかし当審議会では、「ペアレンタルコントロールとは、子どものインターネット利用にあたり、フィルタリングの設定を含めて保護者がすべきネット利用に関する注意、見守り、指導の営みを意味する」と定義し使用している。

【め】

メディア・リテラシー 情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。「情報を評価・識別する能力」とも言える。ただし「情報を処理する能力」や「情報を発信する能力」をメディア・リテラシーと呼んでいる場合もある。

【も】

モバイル端末 小型ノートパソコン、携帯電話（スマートフォンを含む）、携帯ゲーム機など、持ち運べる（英語：「mobile」）情報端末のこと。

【わ】

Wi-Fi（無線LAN） Wi-Fi（ワイファイ、wireless fidelity）は、Wi-Fi Alliance（無線LAN製品の普及促進を図ることを目的とした業界団体）によって無線LAN機器間の相互接続性を認証されたことを示す名称、ブランド名である。

広島市教青育第 219 号
平成 22 年 12 月 28 日

広島市青少年と電子メディアに関する審議会会長 様

広島市長 秋 葉 忠 利
(教育委員会青少年育成部育成課)

青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方について (諮問)

広島市青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例(平成 20 年広島市条例第 35 号)が制定され、3 年近くが経過しました。

この間も、青少年をとりまく電子メディア環境は急激に変化しています。

青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方については、再度検討する必要がありますので、同条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、諮問します。